

補助金・助成金を活用しよう!



連載

第5回

軽減税率対策補助金の注意すべきポイント とキャッシュレス・消費者還元事業

事業についても紹介する。

① 軽減税率対策補助金のC型（請求書管理システムの改修等支援）とは？

2月7日、軽減税率対策補助金において、A型（レジの導入等支援）、B型（受発注システムの改修等支援）に加えて、C型（請求書管理システムの改修等支援）が新たに設けられた。

軽減税率導入後は、事業者間の取引に用いる請求書も消費税10%のもの8%のものに分ける必要がある。そのため、その請求書の管理システムを軽減税率に対応できるよう開発・改修する費用も補助することになった。

C型は請求書管理システムの改修のやり方によって、3タイプに分かれる。C-1…指定事業者改修・導入型、C-2…ソフトウェア自己導入型、C-3…事務機器改修・導入型である。

補助率は4分の3である。ただし、補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品を導入する場合、その費用の2分の1を補助対象経費とし、これに補助率4分の3を乗じる。また、物品費は補助率が2分の1となる。補助上限額は1事業者当たり150万円だが、機器の総額の上限は20万円となる。

② 軽減税率対策補助金の申請時の注意点
申請する際には公募要領や申請の手引きなどの資料をしっかりと読み込んでおくことが必要だ。さもなければ、申請しても却下されるか、最悪の場合、補助金の不正受給を図ったと疑われて告訴される恐れもある。主に以下のケースが不適切とされる。

① 飲食料品を仕入れただけで販売していない。
お菓子などの飲食料品を仕入れた証拠として、領収書や写真などを提出して補助金を申請しても、実際に販売していなければ、軽減税率の対

象とはならない。

② 軽減税率対応レジを購入しても、本来の用途で使用しない。
軽減税率に対応するため、新しいレジを購入しても、そのレジが実際にはレジとして利用されておらず、計量やラベル印刷、清算などの他の用途で使われていた場合、軽減税率の対象とはならない。

③ 軽減税率の対象商品を販売していないのに、軽減税率対応レジを購入した。
軽減税率の対象となる商品を販売していない事業者に対して、営業マンが「食べ物、飲み物を販売すれば補助金がもらえる」と言って軽減税率対応レジを売りつけるケースが発生している。対象商品を販売していないければ、補助金を申請しても当然却下される。

そのような営業が来た場合、販売している商品が対象かどうかチェックしておく必要がある。
このように、軽減税率対策補助金を申請するには「軽減税率の対象品目の販売」および「軽減税率対応レ

ジの導入」は大前提である。申請前に、取り扱っている商品が対象なのか、軽減税率対応レジをレジとして利用しているかを確認しておく必要がある。

③ キャッシュレス・消費者還元事業

2019年10月1日の消費税率引き上げと軽減税率の導入に伴い、国民の購買量が減ったり、軽減税率対象の商品と対象外の商品の売上げ差が生じたりするなどの問題が発生し、中小企業や小規模事業者がダメージを与えることが考えられる。

そのため、経済産業省では、消費税率引き上げ後の一定期間に限り、中小企業および小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援している。キャッシュレス決済を普及させ、現金を払う手間を省くことによって、消費者が中小・小規模の売店により購買するように促進することが狙いである。

このキャッシュレス・消費者還元事業は、以下二つのパターンに分かれる。

① キャッシュレス決済を行った消費者に還元する
消費者がキャッシュレス決済で中小企業・小規模事業者を支払った場合、消費税10%のうち、個別

店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店などについては2%を還元する。ただし、キャッシュレス決済に関わる事業者は、その中小企業・小規模事業者が課税加盟店手数料を3・25%以下にしておく必要がある。なお、還元される期間は19年10月1日の消費税率引き上げ後、9カ月間である。

② キャッシュレス決済を導入した事業者に補助金を支給する。
中小企業・小規模事業者がキャッシュレス決済に必要な端末などを導入した場合、その費用の3分の1を決済事業者が負担し、残りの3分の2を国が補助する。

また、中小企業・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料（3・25%以下）の3分の1が期間中補助される。なお、こちらも期間が消費税率引き上げ後の9カ月間となる。経済産業省は、この事業に2798億円もの大型予算を組んでおり、キャッシュレス化の推進に力を入れている。

今後もキャッシュレスに関する支援策が多数出されることが予想される。キャッシュレス化の波に乗り遅れないよう、対応をしておくことも必要だろう。

軽減税率制度対応として、3つの申請類型があります。

A型

複数税率対応レジの導入等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジまたは区分記載請求書等保存方式に対応した請求書を発行する券売機を導入または改修する必要がある事業者が使える補助金です。

B型

受発注システムの改修等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取り扱うために、電子的受発注システムの改修・入れ替えを行う必要がある事業者が使える補助金です。

C型

請求書管理システムの改修等支援

軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。

軽減税率対策補助金のC型(請求書管理システムの改修等支援)の詳細は「軽減税率対策補助金」のホームページを参照ください。http://kzt-hojo.jp

コラム「2015年より義務化。ストレスチェック制度の罰則と助成金とは？」

2015年12月1日、労働安全衛生法改正に伴い、ストレスチェック制度が開始された。ストレスチェック制度では、常時使用する労働者が50人以上の事業場によるストレスチェックの実施が義務となっている。また、50人未満の事業場の場合は、努力義務となっている。17年の厚生労働省の発表によると、ストレスチェックの実施報告書の提出がない事業所の割合は2割近くあった。ストレスチェック制度未実施の事業場が直接罰則を受けることはない。しかし、労働基準監督署への報告を怠ると、労働安全衛生法違反と見なされ、罰則が科せられる。

50人以上の事業場において、ストレスチェックの実施報告を行わなかった場合、または実施したと虚偽報告を行った場合、最大50万円の罰金支払いを命じられる。

50人未満の事業場については、ストレスチェックの実施は努力義務となっており、実施しなくても罰則を受けることはない。しかし、

厚生労働省では、小規模の事業場が積極的にストレスチェックに取り組めるよう、助成金を支給している。

年1回のストレスチェックを実施した場合に、実施人数分の費用が助成される。また、ストレスチェックに携わる医師による活動について、実施回数分（上限3回）の費用が助成される。

助成額は、ストレスチェックの実施が従業員一人につき上限500円、ストレスチェックに係る医師による活動が1事業場あたり1回の活動につき上限2万1500円（上限3回）となる。

申請期限は平成30年4月24日～本年6月30日（消印有効）である。

50人以上の常時雇用労働者がいる事業場は、ストレスチェックの実施が義務であるため、必ず実施して労基署に報告しなくてはならない。また、50人未満の事業場でも、たとえ実施の義務がなくても、従業員のメンタル管理のためにもなるべく実施するよう心掛けるべきである。